

地方議会制度等について

平成27年6月23日
総務省自治行政局行政課

地方議会制度の概要について

- 地方議会は、憲法第93条第1項の「議事機関」として地方公共団体に設置されている。
- 地方議会は、住民全体を代表する機関であり、住民の直接選挙で選出される議員により構成される。
- 地方議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長（執行機関）と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされている。
- 地方自治法上、地方議会は、都道府県・市区町村の別、又はその団体の規模を問わず、一つの制度として定められている。

〔議会の権限と執行機関との関係〕

執行機関（長）

- ・ 監視権等
【例】検査権（法 § 98①）、監査請求権（法 § 98②）、調査権（法 § 100）、不信任議決権（法 § 178）等
 - ・ 議場への出席要求権（法 § 121）
 - ・ 請願処理報告請求権（法 § 125）
 - ・ 承認権（法 § 179③等）
 - ・ 諮問答申権（法 § 206④等）
-
- ・ 議会の招集（法 § 101）
 - ・ 再議、再選挙の請求（法 § 176、§ 177）
 - ・ 議会の解散（法 § 178）
 - ・ 専決処分（法 § 179、§ 180）

議会

議決権

決定権

選挙権

紀律権・懲罰権

会議規則制定権

自主解散権

- ・ 調査権（法 § 100）
- ・ 議員の選挙（法 § 17）
- ・ 議会の解散請求（法 § 76）
- ・ 議員の解職請求（法 § 80、§ 81）
- ・ 請願の提出（法 § 124）

- ・ 公益に関する事件についての意見書提出権（法 § 99）

住民その他関係人

国会、関係行政庁₁

最近の地方議会に関する制度改正の概要①(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	内容
平成11年 (地方分権一括法)	条例制定権の拡大	・ 機関委任事務の廃止に伴い、現行制度と同様「法令に反しない限り」全ての事務について条例を制定することができることとされた。
	百条調査権の対象拡大	・ 機関委任事務の廃止に伴い、自治事務にあつては「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあつては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、すべての事務に調査権が及ぶこととされた。
	議案の提出要件及び修正動議の発議要件の緩和	・ 議案の提出要件である「8分の1以上の者の賛成」及び「8分の1以上の者の発議」を「12分の1以上の者の賛成」及び「12分の1以上の者の発議」に改めることとされた。
	議員定数の法定定数の廃止 (条例制定数制度の導入)	・ 法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとされた。
	市区町村議会に係る議員定数の人口区分の大括り化と上限数の設定	・ 市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた。(18区分から11区分に変更) ・ 2万以上5万未満は26人とし、市区については人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、町村については人口区分が下がるごとに4人～2人ずつ減少させることとされた。
平成12年 (地方自治法改正) ※議員立法	国会に対する地方議会の意見書の提出	・ 当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができることとされた。
	政務調査費制度の創設	・ 条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。
	常任委員会の数の制限の廃止	・ 議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止することとされた。 2

最近の地方議会に関する制度改正の概要②(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	内容
平成14年 (地方自治法改正)	議員派遣制度の創設	・ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとされた。
平成16年 (地方自治法改正)	定例会の招集回数の自由化	・ 議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとされた。
平成18年 (地方自治法改正)	専門的事項に係る調査制度の創設	・ 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることとされた。
	議長への臨時会の招集請求権の付与、招集時期の明確化	・ 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。 ・ 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。 ・ 長は、請求があった日から20日以内に臨時会を招集しなければならないとされた。
	委員会制度の改正	・ 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一の常任委員になることとされた。 ・ 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができることとされた。
	専決処分の要件の明確化	・ 専決処分の要件につき、「議会を招集する暇がない」から「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に明確化することとされた。

最近の地方議会に関する制度改正の概要③(地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	内容
平成20年 (地方自治法改正) ※議員立法	議会活動の範囲の明確化	・ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされた。
	議員の報酬に関する規定の整備	・ 行政委員会の委員等の報酬と同一となっている条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。
平成23年 (地方自治法改正)	議員定数の法定上限の撤廃	・ 議員定数について、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものとする制度を廃止することとされた。
	議決事件の範囲の拡大	・ 法定受託事務に係るものを一律に議決事件から除外していた制度について、法定受託事務についても国の安全に関すること等を除き、原則、条例で定めることができることとされた。
平成24年 (地方自治法改正)	通年会期制の導入	・ 議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。
	議長への臨時会招集権の付与	・ 議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。 ・ 議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。
	委員会に関する法定事項の簡素化	・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法定事項を条例に委任することとされた。
	公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化	・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされた。
	政務調査費から政務活動費への改正※議員修正	・ 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。

地方自治法改正により地方公共団体の条例に委任された主な事項

項 目	内 容	これまでの改正経過
議員定数 § 90①, § 91①	- 都道府県議会議員の定数は、条例で定める。 - 市町村議会議員の定数は、条例で定める。	- 平成11年改正により、法定定数制度から法定上限制度に改正された。 - 平成23年改正により、法定上限制度が廃止され、条例に完全に委任された。
議決事件 § 96②	法定議決事件を除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。	- 昭和21年の府県制、市制・町村制の改正により条例で定めることにより議決事件を追加することができることとした。 - 平成11年改正により、議決事件の条例による追加について、法定受託事務はその対象から除外することとされた。 - 平成23年改正により、国の安全等の事由により適当でないものを除き、法定受託事務もその対象とすることとされた。
定例会の年間回数 § 102② 〔 通年の会期 § 102の2① 〕	- 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。 〔 条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。 〕	- 平成6年改正により、定例会の招集は「年4回」から「4回以内において条例で定める回数」に改正された。 - 平成16年改正により、定例会の招集は条例で定める回数招集することとされた。 〔 平成24年改正により、地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとされた。 〕
委員会に関する規定 § 109	普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。	- 平成3年改正により、条例で議会運営委員会を置くことができることが法定化された。 - 平成18年改正により、常任委員会への議員の所属制限が廃止された。 - 平成24年改正により、議会の委員会に関する規定が簡素化された。

人口区分別の地方議会の運営の実態

	町村	市区								都道府県
人口分布 ^(人)	201人～ 53,857人	～5万人	5万人～ 10万人	10万人～ 20万人	20万人～ 30万人	30万人～ 40万人	40万人～ 50万人	50万人～	指定都市	588,667人～ 13,159,388人
平均議員 定数 ^(人)	12.5	18.3	22.1	26.9	32.5	37.6	40.7	47.1	61.5	58.2
議員一人当 たりの住民数の 平均 ^(人)	996	1,887	3,159	5,221	7,621	9,096	10,840	12,966	22,033	39,561
(回/年) 定例会/臨時 会平均開催回 数	(定例会) 4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	3.7
	(臨時会) 3.1	2.3	2.0	1.8	2.0	1.9	2.2	1.3	1.4	0.7
(日/年) 年間平均 会期日数	47.5	77.8	86.7	93.7	91.5	88.5	96.4	101.9	114.4	115.3
(件/年) 年間平均 議案件数	96.1	119.8	128.3	140.6	160.4	184.8	162.7	145.7	271.1	212.8
[長提出]	[86.2]	[108.1]	[114.4]	[124.7]	[143.6]	[161.8]	[143.1]	[127.7]	[242.5]	[179.1]
[議員・委員会提出]	[9.9]	[11.7]	[13.9]	[15.9]	[16.8]	[23.0]	[19.6]	[18.0]	[28.6]	[33.7]
(委員会) 平均委員会 設置数	6.1	7.5	7.7	8.6	9.4	8.9	9.7	12.1	13.3	10.3
(人) 議会事務局 平均職員数	2.5	4.6	5.9	8.6	13.2	15.8	18.1	20.3	45.1	43.6

出典：【人 口】平成22年国勢調査（H22. 10. 1現在）

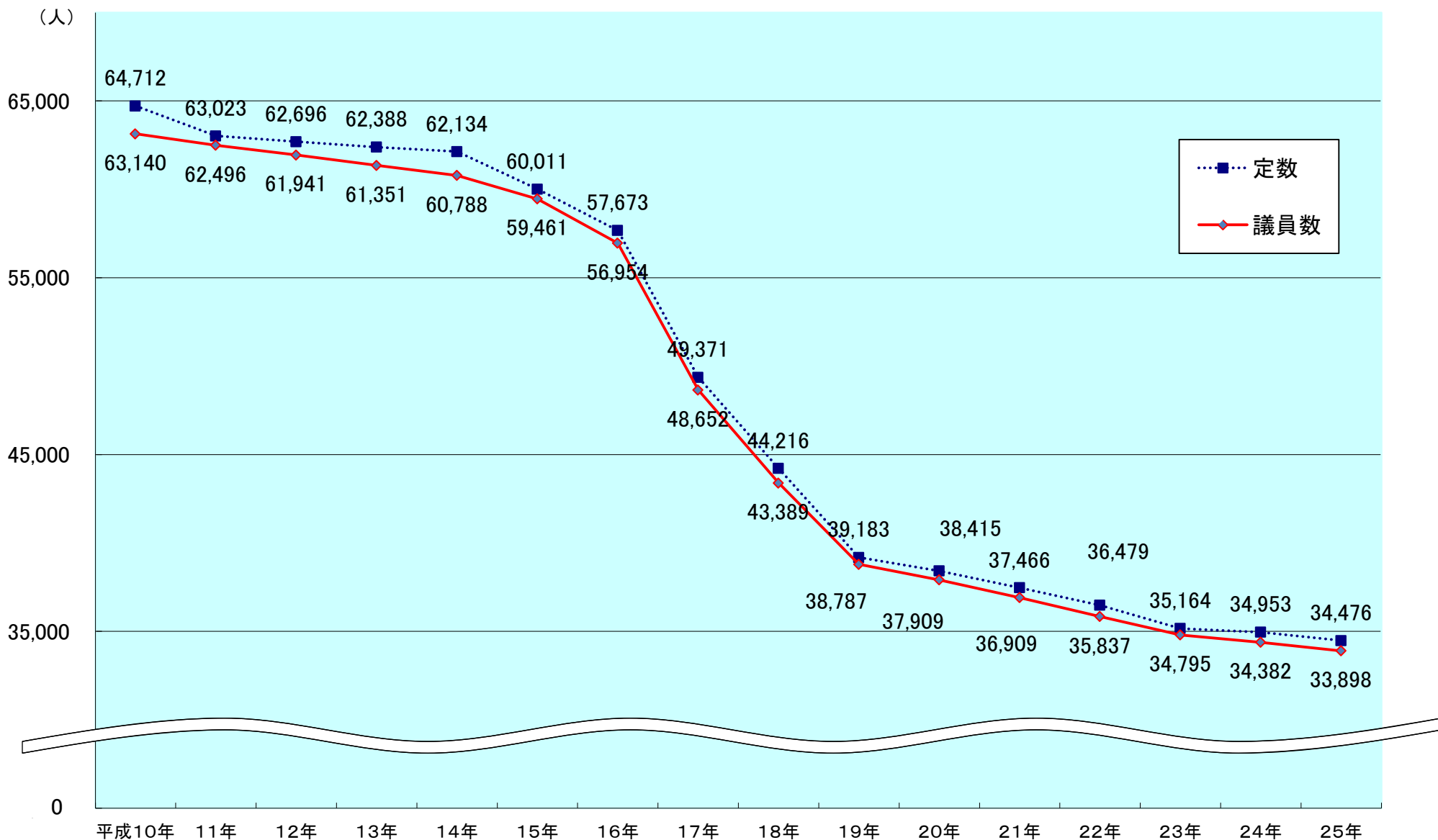
【議員定数】全国都道府県議会議長会調査（H25. 7. 1現在）、市議会議員定数に関する調査（H25. 12. 31現在）、第59回町村議会実態調査（H25. 7. 1現在）

【委員会数】全国都道府県議会議長会調査（H25. 7. 1現在）、市議会の活動に関する実態調査（H25. 12. 31現在）、第59回町村議会実態調査（H25. 7. 1現在）

【事務局職員数】全国都道府県議会議長会調査（H25. 7. 1現在）、市議会議員の属性に関する調査（H25. 8. 1現在）、第59回町村議会実態調査（H25. 7. 1現在）

【そ の 他】都道府県議会定数及び臨時会に関する調査（H25. 1. 1～12. 31）、都道府県議定会例会及び臨時会における議案数に関する調査（H25. 1. 1～12. 31）、市議会の活動に関する実態調査（H25. 1. 1～12. 31）、第59回町村議会実態調査（H24. 7. 1～H25. 6. 30）

地方議会議員数の推移



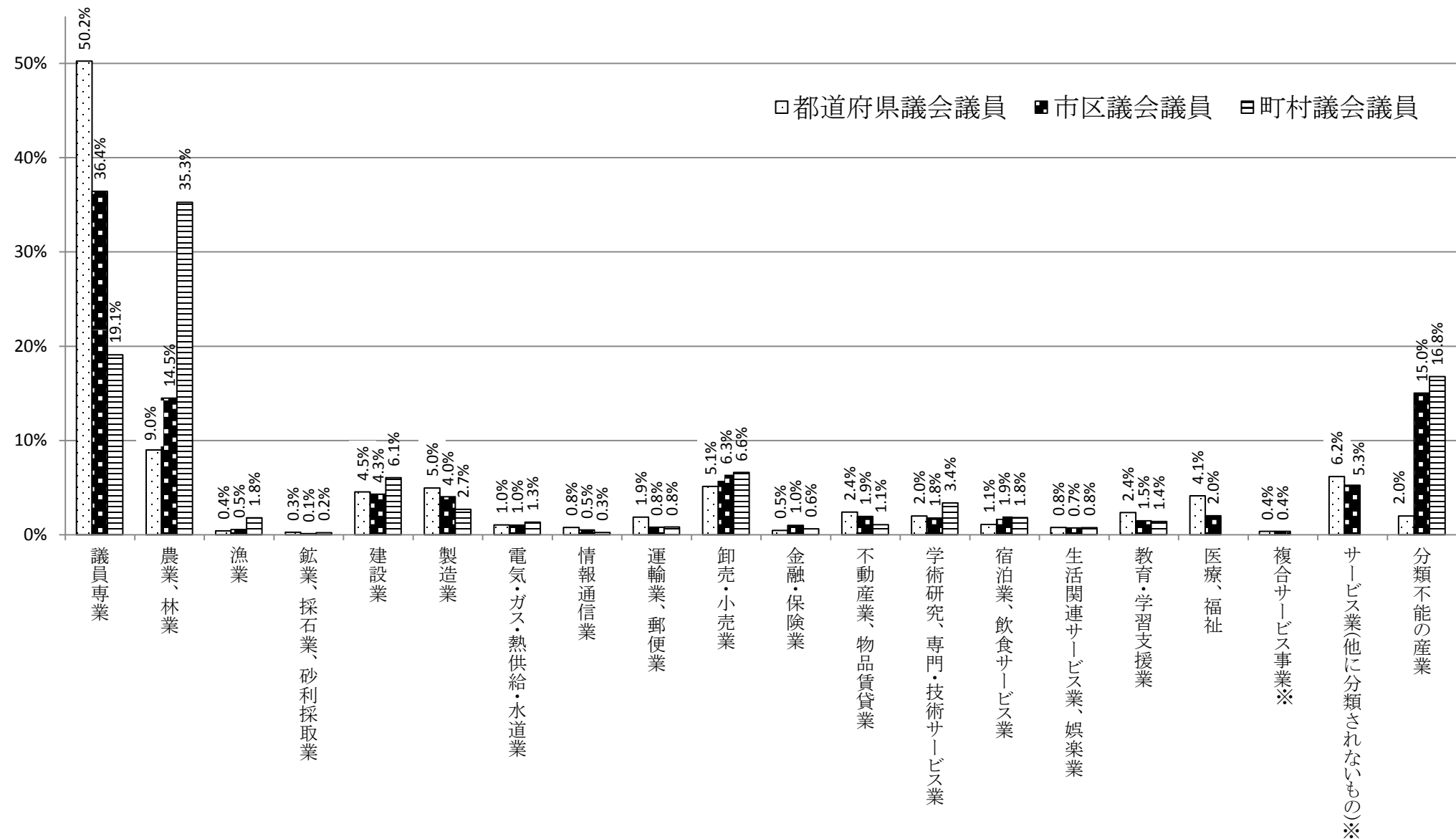
注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」



地方議会議員の概況①(職業別の状況)



注1：都道府県のうち福島県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大分県、宮崎県を除かれている。

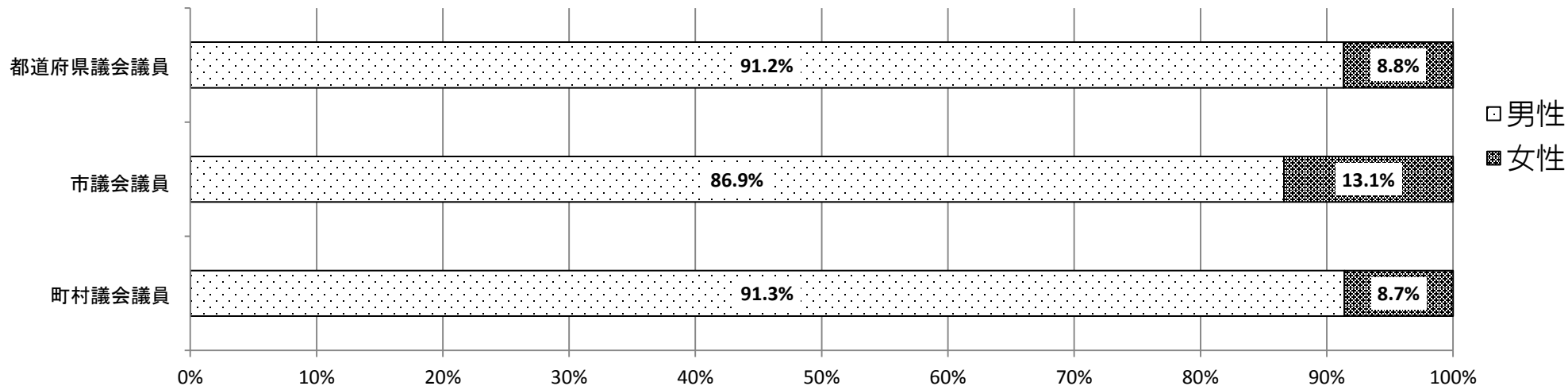
注2：「※」を付した項目は、「町村議会実態調査」において調査していない。

出典：全国都道府県議会議員職業別調（平成25年7月1日現在、全国都道府県議会議長会）
市議会議員の属性に関する調（平成25年8月30日現在、全国市議会議長会）
町村議会実態調査（平成25年7月1日現在、全国町村議会議長会）



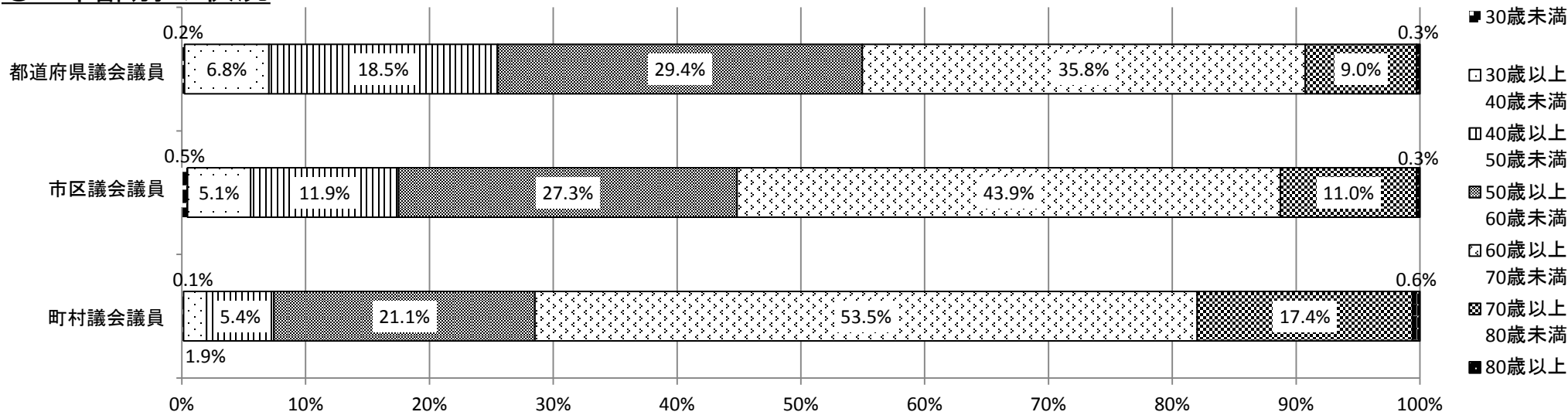
地方議会議員の概況②（性別、年齢別の状況）

○ 男女の比率



出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（平成25年12月31日現在）

○ 年齢別の状況

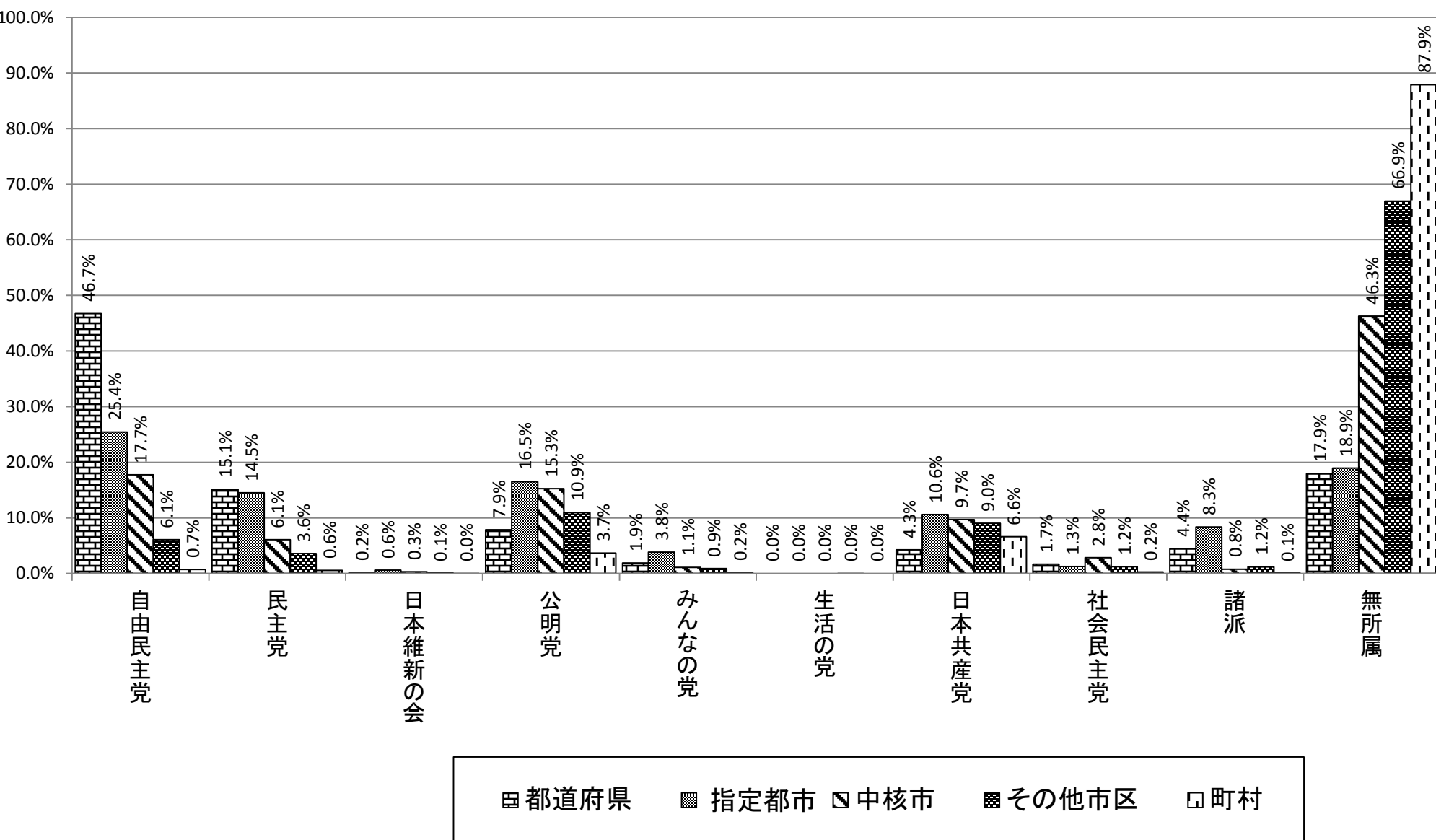


出典：全国都道府県議会連合会「全国都道府県議会議員年齢別調」（平成25年7月1日現在）

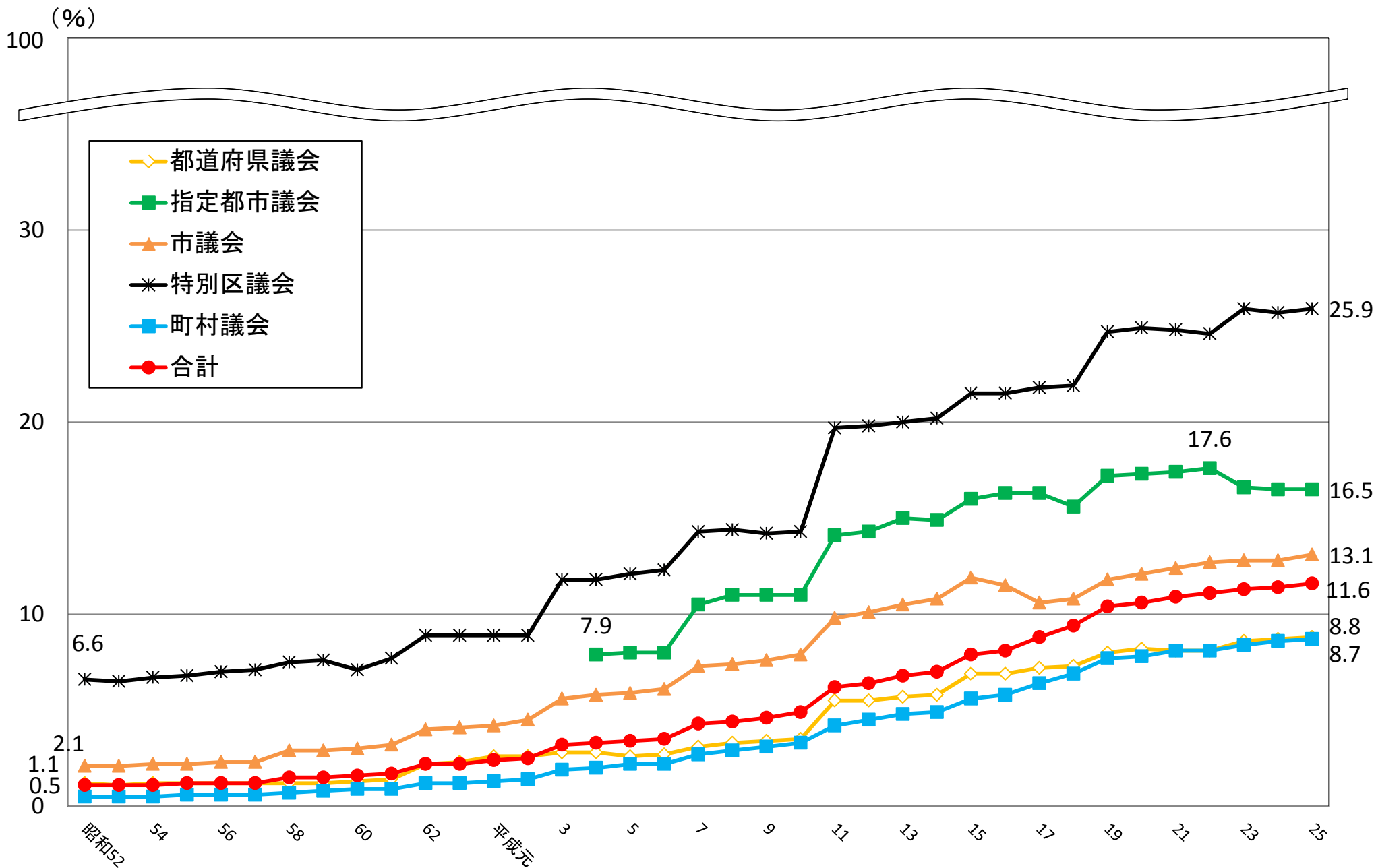
全国市議会連合会「市議会議員の属性に関する調」（平成25年8月1日現在）

全国町村議会連合会「町村議会実態調査」（平成25年7月1日現在）

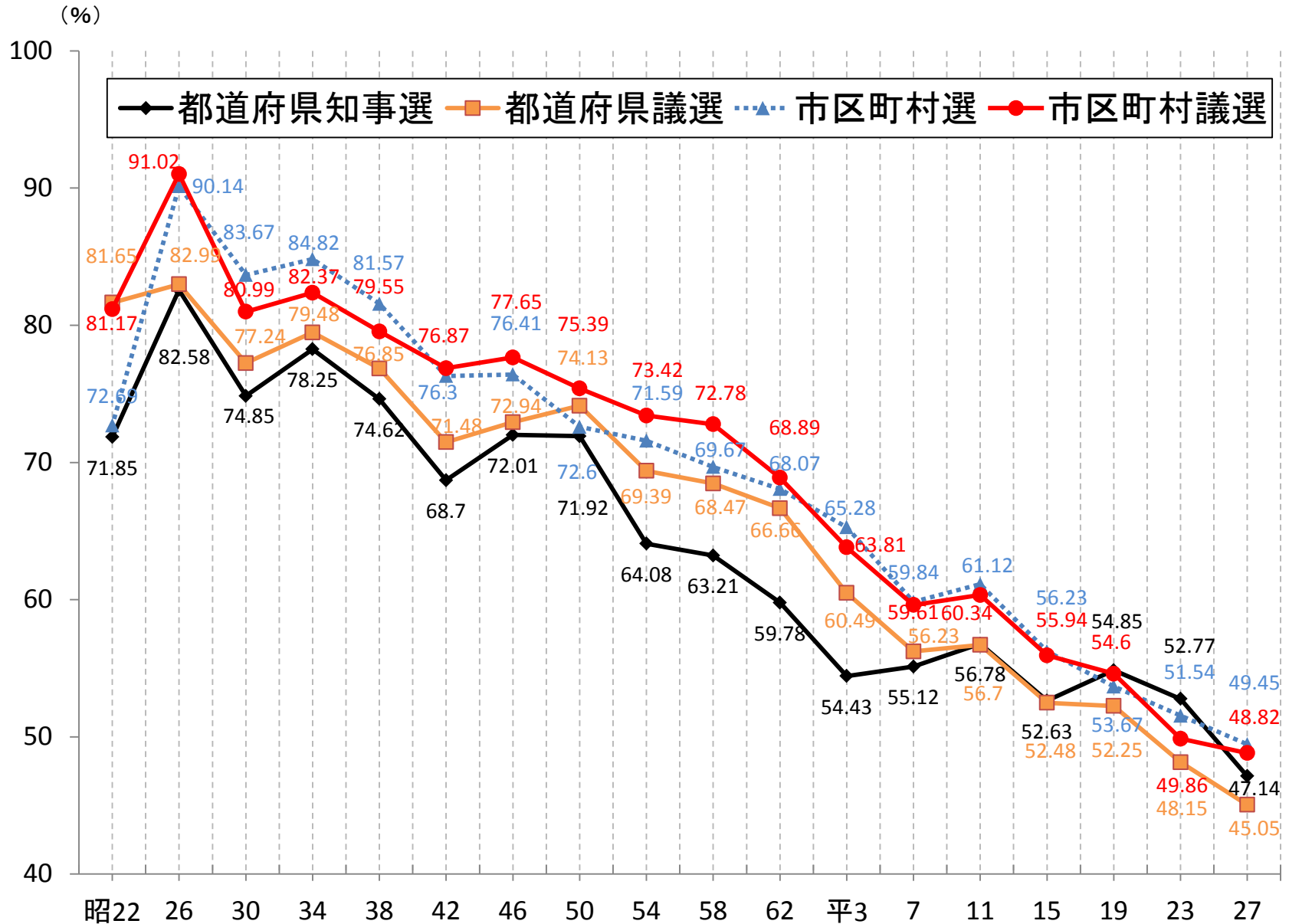
地方議会の議員の概況（所属党派別の状況）



地方議会における女性議員の割合の推移



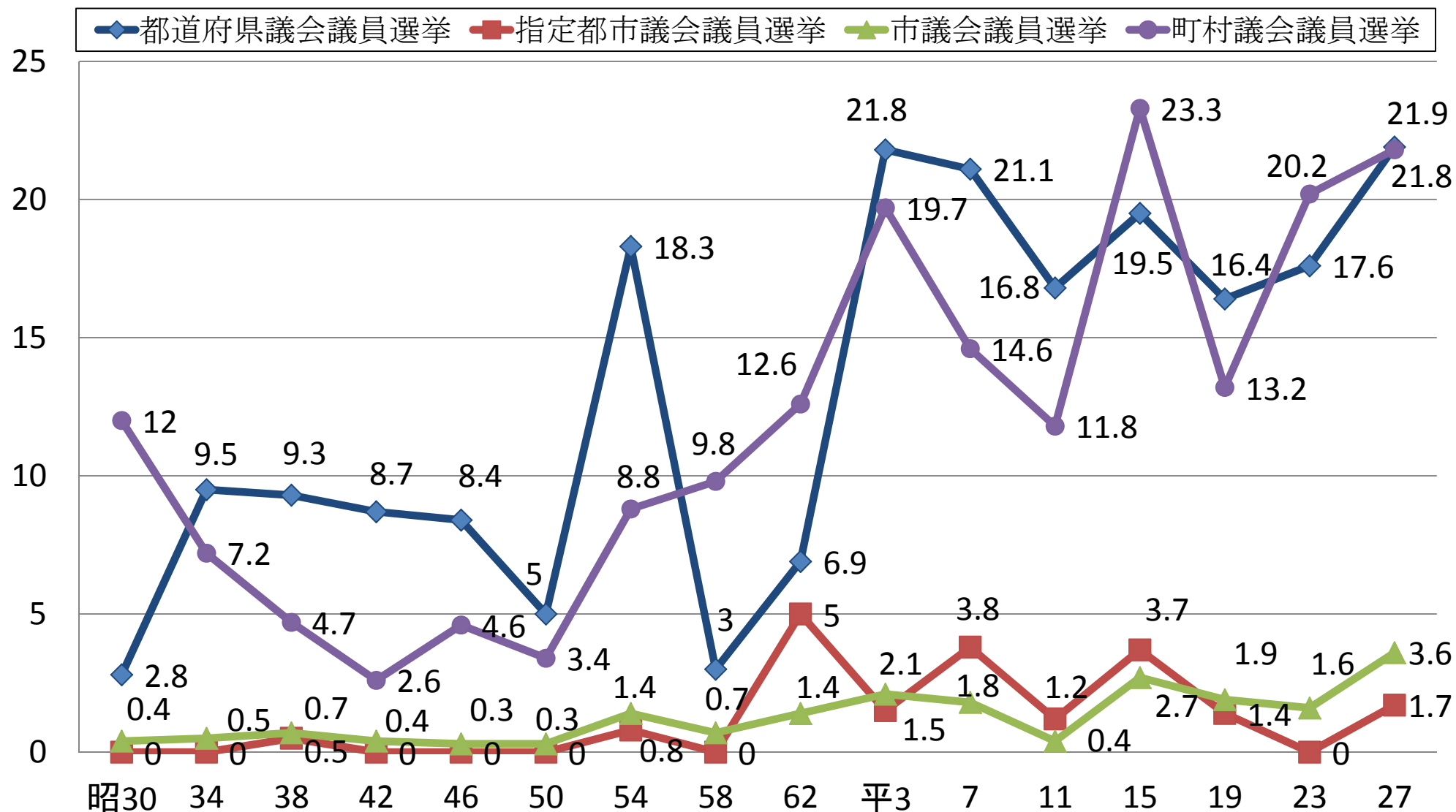
統一地方選挙における投票率の推移



出典：総務省「地方選挙結果調」を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に調査したもの)

※平成27年分は速報値

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



注1: 総務省「地方選挙結果調」をもとに作成。

本調査は、統一地方選挙の際に調査したもの。

注2: 第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。